

令和4年1月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

す。農業委員会委員19名中、18名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、1番 横山委員、17番 烏田委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第1号第1項について説明いたします。議案は、2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

1月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約190m、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積164㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は0㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。なお、申請地は先月の総会で、空き家に附属する農地として指定を受けております。

申請地の場所ですが、●●●がここにありますが、●●●のすぐそばにある農地になっております。ここが●●●なのですが、ここから少し住宅街の内側に入ったあたりの、こちらが申請地の1筆になっておりまして、申請地のすぐ横に空き家がございます。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、市外にお住まいのため農地の管理が難しく、所有されていた空き家とともに萩市空き家

バンクに登録され、譲受人の●●●さんは萩市空き家バンクで●●●さんの物件を気に入ったため、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は0年です。年間農作業従事日数は、ご本人が50日となっております。

営農計画ですが、ミニトマト、きゅうり、ししとう、ピーマン、オクラ、ゴーヤ、人参などを栽培されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、今特にお持ちではなく、今後必要に応じて購入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 2 番 この件につきまして、1月7日に、地元の●●●推進委員と事務局3名とで、現地確認をいたしました。ここは周囲が住宅地であり、また農地も住宅地に隣接しておりますので、しっかり管理をしていただけるものだと思います。空き家の解消と、農地の引き受けが出来てよかったと思っております。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。議案は、2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

1月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約2.6km、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,007㎡外7筆で、合計で8,334㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は0㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請地ですが、ここに●●●がありまして、ここが●●●になっておりまして、申請地はこちらなのですが、ここに●●●の●●●がありまして、そこから●●●に向かう方角ですが、こちらに進んで行って、ここに●●●がございますが、そのすぐ斜め前が申請地になっております。

こういった感じで、ここが●●●の●●●で、その前に2筆、県道●●●号を挟んで、ここに2筆とここに3筆で合計7筆あります。こちらに空き家バンクに登録されていた空き家と一緒に売却された農地になっておりまして、ここに空き家があります。空き家のまわりを囲んでいる小さな農地といくつか大きな田んぼがございます。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、市外にお住まいのため農地の管理が難しく、所有されていた空き家とともに萩市空き家バンクに登録され、譲受人の●●●さんは農業にご興味があり、萩市空き家バンクで農地付きの空き家を探されて、●●●さんの物件を気に入られたため、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は0年です。年間農作業従事日数は、ご本人が120日、奥様が120日となっております。

営農計画ですが、申請地は現在すべて地目が田ですが、全て畑地として転換され、野菜や果樹等を栽培されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機1台、草刈り機2台をこれから購入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい●●●委員をお願いします。

第13番 1月6日に、事務局3名、●●●委員と●●●推進委員、また購入者の●●●さんと現地確認を行いました。内容については、今事務局が説明したとおりですが、●●●さんは現在●●●に住んでおられます。5年前までは奥さんがおられましたが、そのときに長屋などみな新築で立て替えられるという話もありましたが、奥さんが亡くなられてから、ころっと状況が変わりました。●●●さんは年齢●●●歳で、農業経験はゼロ、しかも●●●の方から来られたということです。農業経験がなしで、8反もの田をどうやってやるのだろうと、不安でたまりませんが、本人はやる気満々ということで、一応これからもずっと見ていかないといかんと、●●●推進委員と話したのですが、1人じゃ無理じゃなかろうかと心配しています。機械を買ったりいろいろすると、大変お金がかかるということで、水稻は作らないということです。●●●に農業者が増えたということで、それはうれしいのですが、これからは大変じゃなかろうかと、不安がものすごくあります。しかしやる気があるということなので、見守っていきたいと思います。以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
農業未経験ということで、地元委員さんは少し気をつけて見守ってください。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第2項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3項について説明いたします。議案は、3ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

1月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約1km、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積87㎡外3筆で、合計で1,163㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は3,027㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請地の場所ですが、こちらがさきほどの●●●の●●●です。ここから●●●の方に向かいまして、ここに●●●がございまして。そこからもう少し●●●側に入ったところ、ここに●●●の●●●がございまして、さらにこちら側に進むと申請地になっております。

ここが●●●さん、譲受人の方が最近購入された空き家、家がございまして、●●●をはさんで、その家の反対側ですね。ここに3筆とここが斜面になっておりますが、その斜面に沿ってもう1筆、合計で4筆となっております。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは高齢で農地の管理が難しく、現在申請地のうち1筆を借りて耕作されている●●●さんに譲りたいと考えられ、譲受人の●●●さんは観光農園を作るために規模拡大を考えられていて、これを了承されたため、双方連名により本申請に至ったものでございます。現在、●●●の筆を●●●さんから●●●さんが借りて耕作されています。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は1年です。年間農作業従事日数は、ご本人が150日となっております。

営農計画ですが、水稻の作付けと野菜の栽培をされるご予定です。

農機具の保有状況ですが草刈り機1台、肥料散布機1台、管理機1台、脱穀機を所有されています。軽トラック、耕運機などはこれから購入予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい●●●委員お願いします。

第15番 この件につきまして、1月6日、事務局3名、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、譲受人の●●●さん立会いのもと、現地確認を行いました。内容につきましては、ただいま事務局からの説明のとおりです。譲渡人の●●●さんは以前から、田んぼを他人に預けられていたのですが、高齢のため後継者もないことから、どなたか有効に必要とされる方がいればと考えておられました。譲受人の●●●さんは8月の総会でも同様の案件で説明しましたが、現在地域おこし協力隊として●●●で働かれており、水稲や野菜を栽培する一方、田の上にある山も所有され、柿、栗、実のなる木を植えられ、しいたけなどのきのこ類の栽培もされ、農作業を体験できる観光農園の計画をお持ちです。今後は●●●さんにしっかり頑張ってもらえば、特に問題はないと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
●●●、●●●歳は独身ですか。

事務局 はい。独身です。

議 長 女性の方ですね。すごいですね。是非、頑張ってくださいですね。

議 長 それでは採決いたします。議案第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項について説明いたします。議案は、3ページになります。

・(スクリーンに位置図を表示)

12月28日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西へ約1.9km、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,816㎡外2筆で、合計で3,871㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は15,916㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請地の場所ですが、ここに●●●があります。ここから●●●側に向かっていきまして、ここに●●●、●●●がございますが、その側に申請地がございます。もう少しこの道をずっと行くと、この辺りに●●●の●●●や●●●がございます、このあたりが申請地になっております。ここが県道で、●●●に向かう道ですが、消防団の消防機庫があるところをこちらに入りまして、申請地がこの3筆になっております。●●●がこの辺りにありまして、申請者の●●●さんの家もすぐ側、ここにございます。この申請地3筆ですが、実際はこの小さい2筆が1町、1つの田んぼになっております、実際には2つの田んぼに見えます。この3条に関しましては、今現在、申請人の●●●さんから●●●さんに貸し出しております、それを今回、●●●さんへ譲られるということでございます。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、申請地を相続されましたが自分では管理が難しいため、●●●さんに譲られたいとのご希望で、譲受人の●●●さんは長年、申請地を借り受けて耕作されていましたが、●●●さんから売却の申出があり、これを了承されたため、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は40年です。年間農作業従事日数は、ご本人が350日、奥様が100日となっております。

営農計画ですが、引き続き水稻の栽培をされるご予定です。

農機具の保有状況ですが乗用トラクター2台、管理機1台、刈払い機6台、軽トラック1台、田植機2台、コンバイン1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい●●●委員お願いします。

第12番 ●●●の●●●です。ただいま、事務局から説明のあったとおりです。12月28日、農業委員と関係者で現地確認を行いました。たいへん良く整備されていまして、以前から小作契約でされていたところなので、なんら問題はないと思います。自動販売機があるのですが、そこでよく話すのですが、私も畝の下に農地をもっていますので、シーズンになったら毎月通るようなところですが、いらんことを言うようですが、今年は「きぬむすめ」を植えられたんで、昨年私も植えてちょっと弱いなあと思っておったのですが、ライスセンターに持って行って、農協の方に聞いてみたら、「きぬむすめ」の側面というのは、なかなか農協は情報開示をしてくれませんが、聞きにいったら、カントリーは品質検査を「コシヒカリ」はやるけど、「きぬむすめ」はほとんどやらないということです。

あえて自分の「きぬむすめ」をかけたら、80。ちなみに「コシヒカリ」は私の場合は、80から85くらいで、参考にさせていただいたと思います。「きぬむすめ」は私の場合9俵から9俵半くらい作るのですが、ちょっと量が少ないかなあと思います。いらんことを言ってますみません。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。栽培シートまで。「コシヒカリ」で、食味80から85というのは上等な部類なんですか。

第12番 いや。良いことないですね。たいがいそれくらいです。

議長 「きぬむすめ」の方がおいしいのですか。

第12番 「コシヒカリ」と同等というはなしですが、自分たちが食べてみて、感覚の問題ですけど、私らやっぱり「コシヒカリ」の方が食べ慣れておるし、縁故米としてもやっぱり「コシヒカリ」かと思います。経験値の問題かもしれませんが、ですが「きぬむすめ」は、現在でも特Aというのが出ているので、私らもそれにかかっておいしいんじゃないかなあと思っております。作る場所、●●●の方の特Aじゃから。●●●なども。米はきれいです。楕円形のお米だったので、見た目は良かったです。

議長 ありがとうございます。ほかに何かございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第4項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号「空き家に附属する農地の指定について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第2号第1項について説明いたします。議案は5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

まず、議案につきましては、空き家に附属する農地の別段面積1アールに係る案件で、萩市空き家に附属する農地の別段面積基準に基づき指定を行うものです。

通常、耕作面積が30アールに満たなければ萩市の農地を取得することはできませんが、空き家バンクに空き家とともに登録されている農地は、農業委員会の指定を受けることで、耕作面積が1アール以上あれば取得できるようになります。

1月7日、●●●委員さん、●●●委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約1.2km、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積73㎡外2筆で、合計で455㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

申請地の場所ですが、ここが●●●ですが、●●●の方なのですが、●●●の前のすぐそばの空き家の辺りが申請地になります。拡大した図ですが、ここに●●●がございまして、もうひとつ次の通りですね。この通りの、この前に空き家がございまして、この空き家を囲むように3筆ございまして、今現在、柑橘の木が植えてある状態になっております。

こちらの申請地については、●●●さんが購入され、引き続き申請地に植えてある夏みかん等の果樹の栽培を行うとともに、新しくオリーブ、柿、無花果などの栽培をされる予定です。

空き家バンクに登録されていたことの確認書が添付されており、適用条件を満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第16番 この件につきまして、1月7日、事務局3名、●●●委員と私の5名で、現地確認をいたしました。現地は、ただいまの事務局から説明があったとおりでございます。ここも景観条例の真只中にある●●●地区の農地ということでございまして、現況はきれいに草もきちんと取ってあって整備されており、夏みかん15・16本と、柿の木5・6本と文旦が植えてありました。野菜も空いたところに植えてあったので、きれいに管理されている農地でございます。ここが、荒れてくると周りの住宅にたいへん被害が出てくるような、細長い農地でございますので、きちんと管理をしてもらえるのなら、幸いではないかと思っております。又、買われる予定の●●●さんについても、農業は初めてでございますけれども、お父さんが、菽市内で柑橘などの農業をやっておられて、少しずつ習っておられるとお聞きしたので、きちんと管理されていかれるのではないかと考えておりますので、ご審議のほど、よろしく願います。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を

議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局

議案3号第1項についてご説明します。議案は7ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

それでは、議案第3号第1項について説明いたします。議案は7ページになります。

1月7日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北970mに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で、第1種農地、第3種農地いずれの要件にも該当しない第2種農地です。こちらの●●●から少し●●●の方に行ったところになります。

申請地は、●●●、地目は、登記は田、現況は畑で、申請面積は893㎡の内331.33㎡です。さきほどの拡大図ですが、こちらに●●●がありまして、その裏手、約50m離れたところにあります。

転用者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、申請者の●●●さんは、現在、申請地の近くで、自動車修理・整備・販売会社の●●●を経営されておりますが、修理自動車及び販売用自動車用の駐車場が不足しているため、会社の近くにあり利便性のよい申請地を、●●●への貸駐車場(10台分)として整備される計画です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は道路、西側は道路と宅地に接しています。東側と南側は田と接しておりますが、それぞれの農地への進入路は確保されており、隣接農地所有者の●●●さんと●●●さんから隣接承諾書も提出されているため問題ありません。現況は田となっておりますが、耕作されている畑のような状態になっております。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、こちらの図面のとおり、2.5m×5mの駐車区画を10台分整備します。また、周囲には高さ80cmのフェンスを設置される計画です。

駐車場への進入はこちらからとなります。

用排水計画ですが、雨水は、自然流下で西側の道路側溝に放流し、汚水の発生はなく適当です。

被害防除計画ですが、造成や地盤改良は行わず、10cmの砂利敷きで整地を行うため土砂の流出等のおそれはなく適当です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第18番 それでは説明いたします。ただいま説明がありましたとおり、ほかに申し上げることはございませんが、去る1月7日に、●●●委員、●●●推進委員とそれから私の農業委員の関係3名と、事務局から●●●局長、ほか2名、計6名で現地調査を致しました。説明の内容のとおり、隣接等の問題もございませんし、それから水、雨水等、流れる方向も河川等もありますので、その方に流れるようになっております。建物等はもちろん作りませんし、境界にフェンスで垣をするという事は申しておられました。そういうことで、別に4条の許可要件にふれるような問題はございませんので、みなさんのご理解をいただきたいと思っております。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 はい。質疑がないようですので、それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第4号1項についてご説明します。議案は9ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

1月7日、●●●委員さん、●●●委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北東約800mに位置し、第1種中高層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない第3種農地です。

こちらの●●●から北に150m程度入った場所となります。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積66㎡です。こちらの筆は、●●●さん所有の●●●からこのたび分筆された土地となります。

申請地と宅地部分の一体利用地を含めた合計面積は226.16㎡です。

借受人は、●●●の会社員の●●●さんで、貸付人は●●●の無職の●●●さんです。●●●さんは●●●さんの子どもにあたります。

転用目的ですが、借受人の●●●さんは、従来より●●●の借家に居住しておりましたが、●●●歳と●●●歳の子どもが2人おりまして、子ども達も大きくなり手狭になってきたため、このたび、実家の母から申請地を使用貸借し、自己用住宅(1棟)及び駐車場(2台分)整備するものであります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は、以前、●●●の宅地分譲のため、令和3年8月17日付けで農地法第5条許可を受けた畑、こちらは既に宅地造成済みであります。東側は貸付人である母親●●●さんの分筆後の畑、南側も●●●さんの畑、西側は市道に接しております。隣接農地への進入路はこちらの南側に確保されており問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、こちらの配置図のとおり、敷地面積は226.16㎡で個人住宅の敷地面積基準の500㎡以下を満たしています。申請建物は、木造瓦葺2階建ての自己用住宅1棟、建築面積63.79㎡で、建ぺい率も個人住宅の建ぺい率基準の22%以上を満たしており適当です。

駐車場は、こちらの東側にありますが、3m×5mの駐車場を2台分整備します。

用排水計画は、雨水は、溜枡を設けて西側の市道の側溝に放流させ、汚水は公共下水道に接続させるため適当です。

被害防除計画ですが、造成については、今こちらが竹藪になっておりますので、竹藪を伐採し、山ずりを埋め、敷均しにより整地を行うため土砂等の流出の恐れは無く適当です。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 6 番 この件につきまして、1月7日、事務局の方3名と、●●●委員さんと、私の計5名で、●●●土地家屋調査士さん立会いのもと、現地確認をいたしました。内容につきましては事務局からの詳しい説明があったとおりですが、また同じようなことを言うようになってしましますが、土地使用借受人の●●●さんは、貸付人の●●●さんの子供さんということで、●●●歳で借家住まいなので、今回自宅を建てたいということで、お母さんから借用して、木造瓦葺2階建住宅と、車2台を置ける駐車場を整備されるということで申請が出されたようです。申請地周辺は、東側、南側、まわりはお母さんの所有地、ほとんど畑なのですが、西側は道路に面しておりまして、北側については、昨年8月に農地転用の許可を出して、●●●が宅地分譲地として宅地造成をすでにされておりまして、1件建設中でした。こういう状態ですので、まわりはお母さんの土地と、畑もお母さんの畑ということでございますので、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

事務局 すみません。説明が漏れておりましたので、図面で説明いたします。

こちらが平面図になります。1階の平面図でございます。こちらが2階の平面図でございます。こちらが立面図で、建物が建つと8.235㎡です。こちらがイメージ図になります。以上でございます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないようですので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 続いて、第2項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

12月28日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西490mに位置する、●●●農業振興地域内の農用地区域外農地であり、過去に公共投資の対象となっておらず、第1種農地、第3種農地いずれの要件にも該当しない第2種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積57㎡です。こちらに●●●がございまして、そこから山側に490m入ったあたりになります。まわりの状況も住宅に囲まれたような土地となっております。

申請地と宅地部分の一体利用地を含めた全体面積は342㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

今回の申請地の一体利用地の●●●及び●●●の宅地は、転用者の●●●さんが、令和3年2月16日付で農地法第5条の許可を受けて、自己用住宅と駐車場の整備を目的に取得された土地で、現在建物を建築中ですが、住宅敷地の擁壁部分に余裕が無く手狭なため、

この度、住宅敷地の敷地拡張として、緑色の部分になりますが、●●●の488㎡の内57㎡を分筆して取得するものでございます。工事、加工等を行わないものとなっております。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側と西側は所有者の譲渡人の●●●さんの田、東側は●●●さんの宅地、南側は道路に接しているため問題ありません。こちらの田への進入路も確保されております。

なお、隣接農地は住宅敷地拡張として取得しますが、工事等を伴うものではなく、また譲渡人の農地であるため隣接農地承諾書は求めておりません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、図面のとおり、緑色の部分、一番高い田んぼになりますが、57㎡を取得するものです。敷地拡張後の建ぺい率は27.6%であり、個人住宅の建ぺい率基準の22%以上の要件を満たしております。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、造成や整地を行わないため土砂等の流出等のおそれはなく適当です。

参考までに、こちらの今建っている住宅の平面図と、立面図です。

平屋建てになります。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第12番 ●●●の●●●です。さきほど事務局が申されたとおりの説明で十分だろうと思いますが、12月28日に、事務局と、地元の委員で現地確認をいたしました。現場は良く整備されていて、事務局の説明のとおり、住宅はまだ建設中でしたが、若い人が地元に戻って生活することはたいへん意義があると思いますので、ご審

議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは採決いたします。それでは第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。
農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について、市農政課から諮問がありましたのでご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、萩市では、通常4月1日と12月1日の年2回、利用集積計画を上程しております。今回の利用権の設定につきましては、急遽新しい借り手が決まったものや、申出書の提出が先月の公告に間に合わなかったもの等を上程いたしております。公告は2月1日付となります。

それではお手元にお配りしています利用権設定状況（令和4年2月1日）の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

一番下の合計の数字を読み上げていきます。

2月1日に設定されるものは、新規が、件数2件、筆数5筆、田が3,070㎡です。

更新が、件数6件、筆数26筆、田が18,939㎡、畑が6,553㎡、面積の合計は25,492㎡です。新規と更新を合わせた

面積が、28,562㎡となります。

利用権設定の内容につきましては、3ページ以降に記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第6号「萩市農業施策に関する意見書(案)について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 失礼します。すみません。その前にさきほどの、利用権設定状況の議案の訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

最後のページ、●●●の更新のところなのですが、始期が令和4年1月1日からとなっておりますが、2月1日の間違いでございます。申し訳ございません。お詫びして訂正いたします。

事務局 それでは、議案第6号、萩市農業施策に関する意見書(案)についてご説明いたします。議案は12ページから16ページです。まず議案の16ページをご覧ください。

議案16ページにありますように、農業委員会等に関する法律第38条第1項において、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等利用最適化推進施策を企画立案し、関係行政機関に農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないとされています。

また、第2項において、関係行政機関は、農地等利用最適化推進

施策の企画立案又は実施にあたっては、農業委員会から提出された意見を考慮しなければならないとされています。

このたび、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんから意見を募って、12ページから15ページの意見書(案)としてまとめました。先月12月の協議会でもお示しし、その後、内容は変わっておりませんが、13ページから読み上げていきます。(意見書(案)の読み上げ)

以上でございます。当初の予定では、本定例総会終了後に、萩市長への意見書提出及び意見交換会を開催することにしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されるため、意見交換会は中止とさせていただきます。意見書につきましては、改めて提出の場を設けることになっておりますので、ご了承くださいたいと思います。

なお、提出の日付につきましては、1月18日となっておりますが、実際にお渡しする日付を入れることといたします。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(●●●委員挙手)

議長 はい。●●●委員。

第18番 たいへんもったもなご意見、提言であると思っております。ただ最初に申し上げたいと私が思ったのが、●●●委員が、農業の経験のない人が入ってこられたということで、その意欲はたいへん高く評価できるが、農業は機械も何もなくして、今から全てをはなえてやっていくというのはたいへん厳しいので、それを私は心配しているという●●●委員のご発言がございました。全くそのとおりだと思います。それがただいまの市長への提案するいろいろな意見、たいへんごもったもな意見ばかりで、それを全てやっていくというのはたいへんな金額だと思うので、それをある程度しぼって、これも言いたいけど、この経営対策をぜひ、実行してくださいというようなたちをとったらいんじゃないかと感じております。ちょっと考えを言わせてもらいました。

事務局 ご意見ありがとうございます。この意見書の内容については、市長さんにもお伝えしておるところです。回答もいただいているので

すが、実施できるもの、出来ないものがあるということは言っておられました。ひとつでも実現していただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議 長 ●●●委員、よろしゅうございますか。

第18番 はい。いいです。

(●●●委員挙手)

議 長 はい。●●●委員

第12番 ●●●委員の話のついでで、私も言いたいのですが、新規就農で農業委員のかかわりという部分で、前からずっともやもやとしたものがあって、どなたか意見を言っちゃったらついでに言おうと思っていたのですが、私の地区にも新規就農者がぽつぽつとこられるのですが、どのへんまで関与したらよいのか、というのが金融関係などの話や農地の話など、また、経営がどちらに向いとるかなどの相談について、農業委員任期期間中にずっとやらないといけないのか、それもと3年から4年したら、任期が終わったら置くのか、新規就農者が来たら手取り足取りやらないといけないのか、気になるところです。以上です。

議 長 ただいまの●●●委員の方から、新規就農者がぽつぽつ入ってくるということで、それに対して、農業委員としてどこまで関与するかということなんですが、ご意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。なんでも結構ですから、ざっくばらんをお願いします。●●●委員いかがですか。

第13番 今から新規でやっていくと、●●●ですけどね。8反もの田を今から野菜を作る、何を作るにしても2人で、いちごを作るにしても2人で、これは本当にやれるのかなと思うんですね。この前、●●●委員とも話をしたのですか、だいしょう手伝って、耕してやれよというようなこともでてきているんです。無理じゃろうと、でも無理でも本人がやるというんじゃないから、それはちゃんと見とかんといけんやろうと話し合っているのですが、ほんと農業委員会がどこまで見ていくかというのは、わかりませんね。家まで買っているのだから、やる気はあると思うんですけど。私から考えると、農業のこの厳しい状況の中、みんながやめようかという中で、新しく来て

農業をやるというのは、どういう考えなんか、しかも●●●の方から来て、あんな暖かいところから来て、こちらは寒くて、農業をするには暖かい●●●の方がやりやすいと思うんですけど。そういうことも●●●委員とも話そうということになっているんですけど。手伝うのはなんぼでも手伝うけど、いつまで手伝うのかということですよ。8反の農地を小さいトラクターで耕すのはどうしようも出来んと思いますよ。根を上げんにゃあいいけどと思っていますが、私たちが見るのは3年が目途じゃないかと思っております。何を植えるかまだ聞いてないですが、やる気だけは認めます。あとは大変じゃないかと思えますね。以上です。

議長 貴重なご意見ありがとうございました。ほかにございませんか。

(●●●委員挙手)

議長 はい。●●●委員

第7番 あの私、ちょっと不審に思うのですが、さきほど●●●委員が言われたように農業委員の仕事がどこまでかということですけど、昨年ですか、災害があって大雨で土砂が出ましたよね、●●●は。それで、農業委員会の許可なしに災害が出たところみんな土砂を捨てて、あんなのはどうなるんですかね。誰があそこに捨てたらいいんですかと言うんです。そうすると無断にすると、農業委員の資格がないんですね。災害がでた場合には勝手に、申請もされてないです。そういう場合にはどうしたらいいんでしょう。それと委員になって気がついたのが、最近山林等が荒れた中に不法投棄が多いんですね。注意すればみんなからいやな目で見られるし、たいへんなんですね。農地に不法投棄されたものがだいぶんあるんです。例えば壊れたコンバインや、壊れた耕運機とか、そんなのも農業委員が注意するべきかと思うんです。その点はどうですか。

議長 難しいですね。特に山の登頂部においてですね、いわゆる不法投棄、農機具であったり、バイクであったり、家具であったりというふうな、ひとつにはそれをもし、こちらに出す正規のルートといいますか、例えば船でもって送り込んで、処分してもらおうということになれば、当然お金がかかりますよね。それよりも、奥の方に突っ込んでおいたら便利だからという安易な気持ちになりますよね。それから災害後の土砂の搬出・搬入ということですが、これは地元の市役所、支所がありますよね。ああいったところが指導すべきだろ

うと思うんですけどね。さきほどからの、新規就農者ということになると、●●●地区でいうと、●●●を飼っておられる方が、今年ですかね。10頭をもって独立とすると、農地パトロールのときにちょっとお聞きしましたけども、そういった人への支援といいましようか。これもさきほど、みなさんからあった、農業委員会として何をするべきか、特に新規就農者に対しての指導はどうするべきかということですけど、例えば、新規就農者がその地区に入って、農業を志す、これから農業をはじめるといったときに、やはりその営農計画に対して、地元を一番よく知っておる農業委員、あるいは農協、あるいは市の農政等が入って、その人の将来の農業に対しての取り組み方についての助言をするべきじゃないかと思えますね。農業委員も我々任期があるわけですから、農業委員を辞めたらどうなるかということですが、それは今度は近所付き合いの中で、やっていける部分は、お手伝いをするよということかもしれないけど、ひとつには農協なり、農政なり、県の農業部ですね、元の普及部ですか。ああいったところからの助言で、その地区、その地区に入られたらこの計画でこの農地を守っていく、あるいは作物を栽培していくということが必要じゃないですかね。我々が全面的におもてに立って指導していくというのは難しいと思えますけど。どうでしょうか。

(●●●委員挙手)

議長 はい。●●●委員

第3番 萩であったんですけども、ご存じないからというところもあるんですけど、今から、市としても農家としても、そういう新規参入は大歓迎で、いらっしゃい、いらっしゃいと言っておいて、受け皿がないというのがいちばんまずい方向じゃないかなと思ひまして、例えば、14ページの「儲かる農業への転換及び営農支援」とありますが、例えば、市（農政）、JA、農業委員会、新規参入者へのシステム作りとかそういうものを構築する、お願いしますというようなことを、項目として上げる。これが事実としてあるということならば、次にあったときに『わたしらやる気で来たのになら、なんの受け皿もない、もうやらん、帰るよ。』ということが、ひとつでもあるということで、萩市としてどうかなという感じがしました。項目としてあってもいいんじゃないかと、今回はあれですけども、真面目に実際やるものがおるということで、それを受けてやるということ、どちらにも大きな責任があって、農業委員会じゃからじゃなく

て、農業委員会もです。市とJAと我々ということ、真剣に考えていかんと、『萩はやってくれるよ。』ということになれば『それじゃあやってみようか。』という力にもなってくるんじゃないかとそんな気がしました。

議長　ほかにございませんか。

(●●●委員挙手)

議長　はい。●●●委員

第16番　今の、●●●委員の言われたことはもっともだと思いますが、実を言いますと、私も小さなことですが、退職者が、米を作りたいということで、7畝の田を私が萩市の奥の●●●で田を借り受けまして、しかも無償で貸していただいて、そこで実際に教えて1年まだ経っていないところですが、途中からですが収穫をさせていただいているということで、経験上思うのですが、やはり協力体制が本人に行かせてもとれない。農協に行って、このようにやりたいからこういうものをくださいよ、どうしたらいいですかと聞いても、私が揃えなさいと言ってもなかなかやってもらえないということで、私が農協に行って、実はこうこうでというはなしを営農担当者として、ようやく1年目は苗をはなえることができ、今度は刈り取りですが、刈り取るのに面積が狭いから、最近の機械は大きくて入らないから、小さいものをはなえてきてですね、今度天気が悪いと詰まって刈り取らんもんで、今度どうするかと、1年目は買ったところでやってもらったけど、次は難しいかなということで、何をすることも支援体制がたいへん悪いということが良く分かりました。新規でやる方については途中からですから、次の年は教えるから、最初から全部自分でやってくださいということで、お願いして今ずっとやっています。これを1年したら、今度は何も言わないから、自分でやりなさいよということで、約3年かかって一人前にしようと思っております。そのときにはじめて、面積が少ないけれども、今度大きな面積が欲しいと、今も希望があるのですが、今度どこで農地を貸していただけるかということ、今度やっというかなと思っております。したがって、やる気はあるけれども、そういう場所がない、要するに機械は小さい耕運機1台しかないもので、基盤がでこぼこになるということで、最新の機能のトラクターで私が、平らにしてあげるといことをしていますが、とりあえずは自分で土になじんでくださいということをやっ、今1年たつての、次にはじめて一

人で、田植えに向かおうかなというところです。もちろん田植機も、私が貸してましてですね。ただどこまで絡んで、いくのかというのがクエスチョンでございます。そのへんはまたひとつ良いお考えがあるならば教えて頂きたいと思っております。すみません。いらんことを言いましたが、以上です。

議長 ありがとうございます。さきほどから、いろいろと話しがでておりますが、いろんな指導機関、研修機関からの支援、もうひとつは●●●委員が言われたように地元の支援ですね。地元の支援というのがいちばん力になるのではないかと思います。●●●委員自体は、●●●に住まわられていて、●●●に農地が5反ですか、それから家を買われて、通勤農業をしておられる。その近所に、さきほど言われた新規就農者の方が来られて、●●●委員が手取り足取り、教えておられるという状況ですけども、地元でそういう人間がおってくれると、新規就農者にとりましては、非常に心強いですね。それと、行政なり、農協なり等の指導も合わせて、なにかそういう風なかたちのものができないと、都会の方から来て、あるいはさきほど、●●●からという話がありましたが、気象条件の全く違う所から来て、途中で挫折して帰ってしまうということになると情けないので、何かそういう地元の受け皿、地域の受け皿を作ることが非常に大切だろうと思います。これをここで詰めるというのは難しいでしょうから、また折を見て検討していこうと思います。今日のところは皆さんの意見聴取ということで終わりたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

議長 さきほどの、議案第6号「萩市農業施策に関する意見書（案）について」ということで、話がはずみましたが、このことにつきまして、原案のとおり決定し、意見書を提出することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議長 議案第7号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。

事務局 それでは、議案第7号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。議案は18ページです。

第1項は、議案第1号第4項の農地の売買に係る解約です。●●●、地目、登記・現況とも田、面積1,816㎡外2筆で、合計3,871㎡です。借入人は、●●●の●●●さんで、貸入人は、●●●の●●●さんです。解約後は●●●さんが購入される予定です。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第7号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議長 議案第8号「現況確認書の交付について」を議題に供します。第1項から第4項まで一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第8号「現況確認書の交付について」の第1項について説明いたします。議案は20ページです。

なお、第1項と第2項は、議案第1号第3項の農地法第3条の●●●さんの所有権移転の関連項目となります。また、申請人の氏名は農地の名義ごとに、第1項が奥様の●●●さん、第2項がご主人の●●●さんに分かれておりますが、申請地は同じ箇所のため、説明地図等はまとめております。

(スクリーンに位置図を表示)

1月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西1.1kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は88㎡外2筆で、合計面積は2,251㎡です。

場所としては、こちらの雑木や雑草に覆われた中に、●●●さん所有の空き家があったのですが、それより山側に上がった所になります。

申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は、昭和40年代頃まで耕作されていた

が、高齢のため耕作放棄され、現況は荒廃しているということです。
本調査によると、申請地には雑木等が繁茂しており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて、第2項について説明いたします。

1月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西1.1kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積は85㎡です。

こちらの農地がこちらについています。ほかは●●●さんの農地です。申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地はこちらも同じく、昭和40年代頃まで耕作されていたが、高齢のため耕作放棄され、現況は荒廃しているということです。

本調査によると、申請地には雑木等が繁茂しており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて、第3項について説明いたします。

1月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西6.3kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は65㎡です。

こちら●●●から、●●●があるところから、ずっと南西に下って、●●●という地区になります。

申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は、昭和59年まで畑として使用していましたが、その後、現在までの間農地として使用していないということです。

本調査によると、申請地は、長年の間、地面にトタン板及びコンクリートブロックが敷かれた状態となっており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

こちらの申請地の横にあります所有者の空き家については、●●●から移住者がこちらに住まわれることになっております。

(スクリーンに位置図を表示)

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和4年1月18日

萩市農業委員会会長 片岡 英雄

委員 横山 喜一郎

委員 島田 茂夫